

保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です

予防接種を受ける場合は、原則保護者の同伴が必要です。保護者が特段の理由で同伴することができない場合、お子様の健康状態を普段からよく知っている親族等が接種対象者に同伴することは差し支えありません。その場合、予診票に加え保護者の委任状が必要となります。

保護者および代理人の方は、予防接種の効果や副反応等を理解のうえ、裏面の委任状に署名・捺印し予診票とともに受付に渡して下さい。

予防接種委任状

(_____年____月____日)の予防接種を受けるにあたって、被接種者の健康状態を熟知する同伴者を代理人と定め、親権者にかわって医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などを理解した上、予防接種を受けることに同意するか同意しないかの判断をすることを委任します。

保護者（委任者）

住所 _____

氏名（保護者自署） _____ 印

緊急連絡先（電話） _____

被接種者（お子様）氏名 _____

生年月日 _____年____月____日

代理人（同伴者）

住所 _____

氏名（代理人自署） _____

被接種者との関係 _____

_____年____月____日